## 基準３－２　大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

### 分析項目３－２－２　法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

【分析の手順】

・教育研究活動の実施に際して遵守することが必要となる事項（ガイドラインや法令等）への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

・予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

・法令遵守事項一覧（別紙様式３－２－２）

| 遵守すべき義務 | 規定等整備状況 | 責任部署 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報公開 |  |  |  |
| 個人情報保護 |  |  |  |
| 公益通報者保護 |  |  |  |
| ハラスメント防止 |  |  |  |
| 安全保障輸出管理 |  |  |  |
| 生命倫理 |  |  |  |
| 動物愛護管理（動物実験） |  |  |  |

※大学の状況に応じて、その他の遵守すべき義務を、欄を追加して記載する。

・危機管理体制等一覧（別紙様式３－２－２）

| 危機管理事項 | 規定等整備状況 | 責任部署 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 防火・防災 |  |  |  |
| 情報セキュリティ |  |  |  |
| 研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止 |  |  |  |
| 危険物等（薬品、毒劇物、高圧ガス、放射性物質等） |  |  |  |
| 学生危機対応 |  |  |  |